

平成28年7月5日開催

高崎市第24回農業委員会

農地部会会議録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○部会長(今井 隆) ただいまから第24回農業委員会農地部会を開催いたします。

なお、きょうの欠席者ですけれども、6番の井田委員から欠席との連絡がございました。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてです。それでは、議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、議席番号4番の小野関多吉委員並びに13番、植杉誠委員の両名を指名いたします。

なお、書記についてですけれども、事務局の高橋主事を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、これより議事進行に移りますけれども、携帯が鳴らないようお願いいたします。また、事務局の説明が終わりまして質問のときには議席番号並びに氏名を述べてから質問のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

まず始めに、議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は店舗兼用住宅でございまして、当初は雑貨店の経営を計画し、店舗兼住宅を建築する予定だったが、事情により計画がなくなったためとのこととございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は露天駐車場及び露天資材置き場でございます。また、関連案件といたしまして変更後の第5条許可申請が提出されております。

2番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、諸事情により計画が実行できなくなったためとのこととございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。また、こちらについても関連案件といたしまして5条許可申請が提出されております。

3番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、住宅を建築する計画がなくなったためとのこととございます。変更後の契約内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして。また、こちらも関連案件といたしまして変更後の5条許可が提出されております。

4番 当初許可は農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして、諸事情により計画が実行できなくなったためとのこととございます。変更後の契約内容は使用貸借、転用目的は一般住宅でございまして。こちらにつきましても、関連案件といたしまして5条許可申請が提出されております。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては4件でございます。ご審議のほどよろしくお願い

いたします。

○部会長 事務局よりナンバー1からナンバー4までの説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

どうぞ。

○8番瀧野委員 8番、瀧野です。案件の2番、3番、4番の農地転用許可はいずれも昭和55年、それから49年、56年ということで三十数年から四十二、三年前ですか、という案件に関して2つちょっと疑問があるのですが、1つはこれは転用した後、どういう状態になっていたのかというのが1つ。それと、税法上どういう扱いになっていたのかという、その2つなのですけれども。

○部会長 では、事務局説明をお願いします。

○事務局 農地転用をとられまして、現地のほうは転用をとってそのままという形で少し荒れた状態ということで担当のほうからは伺っております。また、税金につきましては、農地転用をとった段階で純農地とは区別がされまして、課税上の地目になるのですが、介在畑とか……

○8番瀧野委員 かいざい。

○事務局 ええ。介護の「介」に「在り」という字で、介在畑とか介在田とかというふうになりまして、価格自体は純農地ですと、大体数百円ぐらいの平米当たり単価だと思うのですけれども、こちらが今度は宅地から比準してきた価格というふうになっておまして、固定資産税については、もう数百倍とかというふうになるかと思っておりますので、この方たちは転用をとられて、その間、今までずっと高い税金を所有者の方が納めてきた形になります。

また、現地については、担当のほうで、何もされていない状態ですので、農地としては見られなくないという状態でございます。

以上でございます。

○8番瀧野委員 なるほど。わかりました。すみません。

○部会長 よろしいでしょうか。

○8番瀧野委員 はい。

○部会長 ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 特に異議がなければ、それでは承認してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、承認することにいたします。

それでは、次、移ります。議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については、事前調査案件でございます。なお、ナンバー1とナンバー2については、関連する案件ですので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は賃貸借、農業経営に参入し、障がい者の雇用拡大及び所得の向上を図りたいという申請です。

2番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては1番と同じになりますので、省略いたします。

それでは、お手元の審議資料をごらんください。農地法第3条許可申請ナンバー1、2審議資料でございます。

1枚目、案内図でございます。上が北側になります。真ん中、手書きで書かれた2筆が申請地でございます。群馬支所から北東に2.2キロメートル、前橋市との境に近いところに位置しております。

1枚おめくりください。譲り渡し人との賃貸借誓約書でございます。農地所有適格法人以外の法人が賃貸借の場合の要件の解除条件が付された契約書でございます。契約書の3番が解除条件が付されたものになります。

続きまして、隣のページをごらんください。公図の写しでございます。真ん中の筆が申請地の1筆になります。

1枚おめくりいただきまして、もう一つの申請地の公図でございます。真ん中のものが申請地になります。

1枚おめくりいただきまして、営農計画書になります。詳細は次のページ以降でございます。

1枚おめくりください。作付計画になりますが、当初はサツマイモ、それからホウレンソウ、その後はタマネギの作付も予定、計画しております。

1枚おめくりください。事業計画になります。1番の雇用体制ですが、当初は常用雇用者が1名、臨時雇用者が12名になりまして、臨時雇用者につきましては、関連の社会福祉法人から派遣をする予定になっております。

一番下、農機具関連になりますが、関連の社会福祉法人で所有するものを借りて耕作をする計画になっております。

1枚おめくりください。右側は生産販売計画になりますが、かいつまんで説明いたします。現在譲り受け法人につきましては、市のほうに補助金の申請をしております、野菜を乾燥する乾燥機を購入予定となっております。生産から加工販売までを、関連の社会福祉法人と連携して行う6次産業化を計画しております。

販売につきましては、イベント、それから直売所、ホームページによる販売を計画しております。以下の資料につきましては、参考資料でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○部会長 ただいま事務局よりナンバー1及びナンバー2の説明が終わりました。なお、今回は第3班、最後の調査になります。

それでは、調査班長の小野関委員から報告をお願いいたします。

○4番小野関委員 農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲り受け法人の担当者2名の出席でした。

質問1 既に前橋市で社会福祉法人として農業をされているとのことですが、どの程度されているのですか。

回答 前橋に2事業所、高崎に2事業所ありまして、主に知的障がい者のケア施設として運営しております。前橋、高崎で13か14ヘクタールほどの農地を耕作しております、そこで110名の障がい者が働いております。JA前橋や学校給食に買っていていただいております。

質問2 社会福祉法人として農業をされているとのことですが、今回一般の法人としてはどのように農業をされるのですか。

回答 法人としては、障がい者の力を取り入れながら野菜の生産から加工販売を農福連携で進めていきたいと考えています。市へ補助金の申請をして野菜の乾燥機を購入し、乾燥野菜として販売していく6次産業化を考えています。

質問3 どのような野菜を乾燥して販売するのですか。

回答 サツマイモ、枝豆、タマネギや切り干し大根を計画しています。また、米を乾燥させ、災害時の非常食のアルファ米の販売を考えています。

質問4 定款の目的には民宿の経営など農業以外のことも記載されていますが、農業以外の事業も行っていくのですか。

回答 基本的には農業の生産、加工、販売を主に考えております。農業以外の事業も考えていますが、あくまで見込みのものになります。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

はい、どうぞ。

○9番加藤委員 9番、加藤なのですが、この定款にある法人なのですが、うちの地区なので、ちょっと探してきたのだけれども、会社そのものが、5月だからまだ設立されていないのか、看板も何もなくてあれなのだけれども、その辺は事務局確認していないですか。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 会社自体は、今年に入ってから、平成28年5月13日で設立されておまして、既に会社として登記自体はされている状態でございます。

○9番加藤委員 だから、何も、まだないのか。この看板も何もなくて、5月に行ったのだけれども。それとこの福祉法人の関連会社が耕作している農地はうちの近所にはいっぱいありまして、今度の田んぼも近所なのですが、大分障がい者の方を雇って耕作していて、非常にすばらしい事業をしているなと思っています。

以上です。

○部会長 障がい者というのはどのぐらいの程度の方々。

○9番加藤委員 知能障がい者の人も多いですね。ここにある施設なんか近所に点在しているのですけれども、そこで農作業をしたり、最近ではある1カ所この間見に行ったらタマネギ収穫したりしてやっていたけれども。そ

の施設の裏にでかい倉庫みたいなのがあって、そこで加工をやったり、いろいろやっています。

○依田会長 単純軽作業というのなら、可能な人たちでしょう。

○9番加藤委員 そうですね。

○依田会長 余り重度でない、軽度の方たち。

○9番加藤委員 ただ、見ているとちょっと大変だなという子もいます。

○部会長 自立支援ができるようにという部分はあるのだろうけれども、その自立支援できるぐらいの利益は出るのだろうか。

○依田会長 この事業で利益を上げて給料も払いたいと言っているから。

○9番加藤委員 理想的な環境は環境だと思います。別段今言った法人というのはうちの地区なのですけれども、この間ちょっと、では見てみようかということで行ったらまだなくて、違う事務所があったので、会社として存在しているか疑問に思ったわけです。先ほど5月に設立されたということを知って、5月だから仕方がないのかなということ。

○部会長 ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 なければ、許可としてよいか、それでは皆さんに伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

3番 契約内容は使用貸借、家族経営から法人経営に移行したく申請地を法人で借り受けたいとの申請です。

4番 契約内容は賃貸借、申請の理由につきましては3番と同様でございます。

5番 5番は申請人から取り下げをしたいとの申し出があり、5番は取り下げでお願いします。

6番 契約内容は贈与、夫より申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は贈与、夫より申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は贈与、夫より申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて一体で耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は売買、自宅近くの農地を買い受け効率的に耕作したいという申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、後継者に経営移譲した農地の貸借期間が満了するため再設定したいという申

請でございます。

15番 契約内容は売買、経営規模拡大のため申請地を買い受けたという申請でございます。

16番 契約内容は売買、養豚業を営んでおり申請地を買い受けて飼料用の牧草やトモロコシを栽培したい。

17番 契約内容は使用貸借、既に後継者に経営移譲を行っているが、相続により農地を取得したため貸し付けたいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括の案件につきましては、取り下げ1件を除く14件でございます。この14件につきましては、16番を除き、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けします。

16番が保留だったよね。それで、5番が取り下げ。その2件は、それでよろしいですね。

はい、どうぞ。

○依田会長 3番の法人へ貸す案件なのですが、この土地が何筆あるかな、随分あるのだけれども、これは全部申請人個人のものの土地なのかい。

○部会長 お願いします。

○事務局 そうですね、個人の土地でございます。

○依田会長 そうすると、そのほかに申請人個人が今度は人から借りている土地がいっぱいあるわけだね、あそこのうち。だから、それは法人に持ち込まないのかなという、ちょっとそんな気がしたので、今の質問させてもらいました。何か言っていました。

○部会長 事務局、お願いします。

○事務局 借りている土地については特に何も聞いてはいないのですが、今の経営農地を順々に移していきたいという話は伺っているので。もしかしたら借りている農地も多分法人のほうに移されるのかなというふうには思います。

○部会長 借りている農地はどのくらいある。

○事務局 62アールです。

○部会長 62か。

○依田会長 だから、62アールを個人で耕作しているということだけれども、せっかく法人で、耕作をしていく申請をしているのだから一緒にやらないでいいのかなという心配です。

○19番青柳委員 相手からまだ小作の契約解除の承諾がもらえない。

○依田会長 ダイレクトに法人に申請人個人が小作権の移転を勝手にやるわけにはいかない。又貸しになってしまうから。1回契約を解除してやり直すというやり方になるから。

○部会長 そうだね、これね。

○依田会長 自分のもので676アールあるのだから、450だから……そうか、自分の農地も全部法人に貸すわけではな
いんだ。

○部会長 それ以外に、皆さんより何かご質問等ございますか。ない。

○2番國峯委員 農地的に鼻高の土地だけ法人にしたのかなと思っているわけです。

○部会長 そうか、そうか。では、下のほうのあれは。

○2番國峯委員 はい、下の、もといいた剣崎のほうは残して鼻高のほうだけ法人にしたのかなど。鼻高の土地のほうだ
け法人にしたのかなど。

○部会長 そうだね。

○2番國峯委員 今現在、建っているのは牛舎の周りを法人にしたのかなど。

○依田会長 いいです。特にそれは個人の自由だから。

○部会長 それでは、それ以外の案件についてございますか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、次に移ります。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を
求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 申請地に長屋建て住宅を建築したいという長屋建て住宅の申請でございます。

2番 以前より貸し家住宅用地として利用していたが、許可を得ていないことが判明したため是正したいという貸し
屋住宅6棟の申請でございます。

3番 以前より貸し屋住宅の駐車場用地として利用していたが、許可を得ていないことが判明したため是正したい
という貸し露天駐車場の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し、売電したいという太陽光発電設備設置用地及び通路用地の申請
でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請につきましては、4件でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし
ます。

○部会長 ただいま事務局よりナンバー1からナンバー4までの説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

では、質疑をお受けします。

どうぞ。

○19番青柳委員 19番、青柳です。この2番、3番の案件についてなのですが、ここはあれいつだったか、牛舎があった後に貸し屋を建てたということなのか。

○部会長 では、事務局お願いします。

○事務局 現在は建築年が昭和50年の貸し屋が6棟建っているわけなのですが、その前の状態まではわからないということでご容赦いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

また、申請の経緯については、申請人が土地の転用履歴を調べに来た際にまだこちらが許可がされていませんという形で、今回の申請に至ったという形でございます。

○19番青柳委員 では、本人から調査に。

○事務局 そうですね、恐らく登記を変えたいという思いから、その調査に来た段階で転用の手続がまだとられていないということでしたので、本申請に至っております。

○19番青柳委員 はい、わかりました。

○部会長 ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

それでは、次、移ります。

次、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー5については、事前調査案件です。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約内容は賃貸借、井野川流域であり、地下に砂利、砂等が多く含まれているため、砂利採取用地として一時転用したいという砂利採取の申請でございます。

それでは、お手元の審議資料をごらんください。農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料になります。1枚目は位置図でございます。ホッチキスでとめてある側が北になりまして、丸で申請地と書かれたところが申請地でございます。申請地は、高崎市役所から東へ約4.5メートルに、高崎インターチェンジから南西に約700メートルのところに位置しております。また、東側、丸で囲まれたプラントと書いたところがありますが、こちらについては申請地からプラントまで赤く線が塗られたところが搬出路となっております。

1枚おめくりください。案内図でございます。中ほど、砂利採取用地、それから表土置き場用地と書かれたところが申請地でございます。京ヶ島サービスセンターから西に160メートルのところに位置しまして井野川に面したところで

ございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。上が北になります。北側3筆が砂利採取用地になりまして、下3筆が表土置き場の申請地でございます。東側中ほどの1筆は申請地から外れております。

1枚おめくりください。上側が砂利採取用地になりまして、赤く塗られた部分が掘削の部分でございます。緑で塗られたところにはトタンで囲いをしまして、3メートルから最大10メートルの保安距離をとる計画になっております。下側は表土置き場になりまして、東側、下側になりますけれども、出入り口、それから砂利採取用地についても、東側の道路に面したところに搬出入を設ける予定になっております。

それから、復元予定につきましては、また自社で生産している埋め戻し材を下に入れまして、その上に表土を戻すという形で計画をしております。

1枚おめくりください。掘削場所の縦覧図になります。掘削する面積は、4,398平方メートル、掘削の総数量は、2万4,199立米になります。

1枚おめくりいただきまして、横断図でございます。掘削する深さは、最大で8メートルになります。次の資料も横断図でございます。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長から報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲り受け法人の役員1名と担当者1名の2名の出席でした。

質問1 周囲は道となっておりますが、採取場所から道への保安距離はどの程度とるのですか。また、掘った土を表土置き場に置くとのことですが、かなり高い山になると思いますが、安全対策はどのように考えていますか。

回答 砂利採取用地は、道側は最大10メートル、隣接した農地とは3メートルの保安距離をとり、掘削も45度の安全角度を保ちますので崩れることのないようにいたします。表土置き場の土は高くならないよう山を分けて積むことを考えています。また、周囲をトタンなどで囲い、土や水などが敷地から外に出ないようにいたします。

質問2 砂利の搬出や周囲に迷惑がかからないようお願いします。搬出時の安全対策はどのように考えていますか。

回答 搬出については、できる限り広い道を通るルートで行う予定です。また、搬出口にはベテランの誘導員を配置し、清掃も兼ねるようにいたします。

質問3 砂利を採取した後の埋め戻しはどのようなものを入れますか。

回答 自社で生産している埋め戻し材を入れます。

質問4 砂利を採取した後は、表土を戻しても収穫量が減ると聞いたことがありますが、そのようなことにも対応するのですか。

回答 復旧が終わった後でも、問題があれば対応させていただきます。平らに土を戻したつもりでも、時間がたつとへこみが出たりしますので、そういったことにも対応しています。今後も周辺で砂利の採取をしまいたしますので、で

きるだけ農家さんの要望に応えるようアフターフォローをしております。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けしたいと思います。

この法人は今までに何カ所か砂利採取をしたことのある法人だけれども、砂利採取によって地下水等に影響はなかったのですか。これは、加藤さんの近くだけ。

○依田会長 地下水の利用というのはないよね。

○9番加藤委員 ないと思います。

○部会長 ないのですか。では、個人の井戸もかかれたとかそういうあれは。

○9番加藤委員 ちょっと聞いていない。

○依田会長 この土地利用計画図を見ると、表土置き場と砂利をとるところとは何か分けて使うのだよというような表示の仕方をしているけれども、これはこの面積全体から砂利はとって、最終的にはこういう使い方をするのだよという理解でいいのかな。そうでないと、この共同置き場のというのは砂利とらないで表土だけ置いてあるのだというような。

○部会長 それでは、説明をお願いします。

○事務局 今回の申請地が全部で1万1,225平米あるかと思うのですがけれども、県の土木課に提出されています砂利採取の計画認可申請書には最終的な実測面積という形が6,719平方メートルでございますので、まず全体を掘削をしないでこの緑の枠内しか今は予定していないというふうに考えられます。

○依田会長 そうだね。

○事務局 はい。

○依田会長 どうもそこを見て、あれっ、これが表土置き場だけはちゃんとそれ用にとってあるのだなというふうな見方をしているのだけれども。これで、ではそちらのほうが正しいのだね。

○事務局 はい。

○部会長 では、ほかに皆さん質問ございますか。

○全員 なし。

○部会長 いらっしゃいませんか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、異議がなければ、これは面積が多いので農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか、皆さんより伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、次、移ります。

事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局 2番 計画内容は売買、土木建設業を営んでいるが、申請地方面の仕事が増えているため資材置き場用地として取得したいという露天資材置き場の申請でございます。

それでは、お手元の審議資料をごらんください。農地法第5条許可ナンバー2審議資料になります。

1枚おめくりいただきまして都市計画図でございます。申請場所は、赤く塗られたところが申請が場所になりまして、先ほどの1番の申請地とほど近いところがありますが、高崎インターチェンジから南に700メートルほどのところに位置しております。

1枚おめくりいただきまして案内図でございます。京ヶ島サービスセンターから南東に700メートル、井野川沿いが赤く塗られたところが申請場所でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。ホッチキスでとめてある側が北側になります。北側の半分が載ったものになります。北側が道路、南側が井野川になりまして、北西方向の隣地が農地でございます。

1枚おめくりいただきまして、残り半分の公図でございます。南東側3筆が宅地になっておりまして住宅が建っております。

1枚おめくりいただきまして、現況図でございます。申請地の真ん中に水路が通っておりますが、こちらの水路につきましては、東側の境界に移設をしまして道側の水路とつなぐ予定となっております。

1枚おめくりいただきまして、土地利用計画図でございます。土木建設業に必要な足場、それから単管パイプなどの資材と大型の重機を所有しておりますので重機置き場と、使用する従業員の駐車場、それから残土置き場、採石置き場が配置をされております。道路側2カ所に入出口を設けまして盛り土を行う予定です。それから、残土置き場、採石置き場についても盛り土の予定になっております。

図の東側道路の端のところになるのですけれども、集水ますを設けまして、そちらのほうに水が流れていくようになっております。集水ますから雨水については地下浸透、それからオーバーフロー分については、道路側の水路に流れる構造になっております。

以上、簡単ではございますが、説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長から報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2について申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲り受け法人の代表者と担当者1名の計2名の出席でした。

質問1 現地確認したところ、転用する面積は大変広い印象を受けました。農地転用の許可要件では、事業規模に見合った最小限の面積でとどめることとありますので、計画に示されたとおり、これだけの面積が必要ということではよろしいでしょうか。

回答 当初、社としては今回の申請面積の半分くらいの規模の資材置き場を必要としておりました。しかし、地主様の都合から土地を分割して売ることはできないとの申し出がありましたので、申請地全体に見合う事業計画を作成しました。また、ほかに土地を借りて資材置き場として使用している場所が数カ所ありますので、それを集約していくことも視野に入れての計画となっております。

質問2 社の従業員数は何人ですか。

回答 現在は、37人から38人かだと思います。

質問3 土地利用計画図に記載がないようなので確認ですが、現地は接する道よりかなり低く、すぐ隣にも井野川が流れていますので、盛り土等はしないのですか。

回答 今の計画では接道からの入り口箇所のみスロープ状に造成する予定でいます。

質問4 雨水処理の関係ですが、30センチのU字溝1つで対応する計画のようですが、大丈夫なのですか。

回答 開発指導課との事前協議でも確認いただいておりますが、流量計算上は対応できると思われまます。また、U字溝の流れていく先の住宅脇に伏せてあるU字溝の規格も30センチのものとなりますので、同規格のもので統一しています。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

この件に関してこの間の事前協議のときに、南部の事前協議なのですけれども、雨水によって井野川が最近よく氾濫するので、この土地利用計画だと排水路が狭いとかそんな話も随分出たのだけれども、この井野川の水面とこの土地の高さ、どのくらい井野川のほう低いのだろう。

お願いします。

○事務局 申しわけございません。資料がございませんので、水面と今回の申請地の高さというのはわかりません。

○16番鎌田委員 大差ないのではないか。

○部会長 では、大きい水路をしても水がはけないのだ、あそこは。

○16番鎌田委員 はけない。

○部会長 はけない。そっちに、結局井野川に流すわけですよ。

○依田会長 この下流の住宅が3軒並びで4棟、12軒あるのかな。その下流に水門があって、井野川のあの橋の手前のところで井野川に戻しているのだね、この水を。きのう、俺、たまたまあそこ通るのでよく見てきたんだ。きれいに草が刈ってありました。

つけ加えて俺に言わせてもらえるならば、申請地には、井野川の土手と高台との間の水が来るわけだけれども、排水計画は360×360のU字溝から300×300U字溝の狭いU字溝に接続する計画で、果たして本当にそれでいいのかなど。開発指導課がそれで許可を出しているとなればおかしいのではないかなと思う。

○16番鎌田委員 きのうみたいな雷の雨がさ、いま二、三日か続けば湖になってしまうね。

○依田会長 だから、あそこへ重機を置きますの、車置きますのといったって、みんな水浸しになってしまう。

○16番鎌田委員 とにかくこういう船底でさ、おかしい土地なのだよ。

○部会長 それで、このままで盛り土をしないで入り口だけちょっと盛り土するなんてといって。

○16番鎌田委員 現況のまんまで使うと言っているからね。幾らかは盛り土でもするのなら、まだ。

○部会長 そんな疑問視する声が事前協議のときにも出たのです。

○依田会長 最終的にはそれは自分ちで困るのだから、自分ちで判断するよりは仕方ないのだけれども。

○部会長 はい、どうぞ。

○事務局 補足なのですけれども、今、班長の報告からもありましたとおり、開発指導課と事前協議もされていて、今の予定ですとこのまま、開発のほうも見込みがあるというふうには伺っておりますが、再度、例えば転用した後、また水が出て、周りに被害が出るとかそういうことになり、もう一回修繕となりますと、また事前協議が再度必要だったりとか、残土条例の手続が必要になりますので、その際はまた農業委員会のほうにもまた話が来るかと思しますので、その際はまた確認させていただきたいとは思っています。

○依田会長 水が出て困って、困るなどというのはこの申請者だけなのだよ。その下の住宅は一段高いだもの。

○16番鎌田委員 かなり盛ったのだよね、あの住宅は。

○依田会長 はい。困るのは申請者だけなのだよ。

○部会長 それでは、異議がなければ。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取いたします。

それでは、ナンバー2が終わったので、今度はナンバー3に移ります。

それでは、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

それでは、別添の審議資料、ナンバー3の資料に、説明に入る前に簡単に概要をお話をさせていただきます。

申請地につきましては、同譲り受け法人が既に3条許可を経まして借り受けた農地でございます。今回につきましては、営農型の太陽光発電のために支柱の部分のみ改めて5条の許可を取り直すという案件でございます。営農型太陽光発電でございますので、太陽下で栽培される植物につきましては、今回ハウスでの水耕、砂栽培と袋栽培及び露地での土耕でございます。水耕栽培につきましてはキュウリを、砂栽培につきましてはチンゲンサイとわさび菜を考えておりまして、土耕ではレタスとホウレンソウを計画しております。設置いたします太陽光パネルの総枚数は2,804枚、計画発電量は、596.38キロワットでございます。農地の面積に対するパネルの面積で割り返した単純遮光率につきましては、透過性の高いパネルを使用いたします水耕の箇所につきましては、29%、土耕の箇所につきましては34%となっております。

それでは、改めまして、農地法5条許可申請ナンバー3の審議資料をごらんください。表紙でございますが、こちら位置図でございます。ひもとじされたほうが北となりますので、そちらを上にして見ていただければと思います。図面、中央丸で囲まれた箇所が申請地でございます。県立二葉養護学校から西へおよそ150メートルのところの位置しております。

1枚おめくりください。案内図でございます。図面上部、黄色で着色された箇所が申請地でございます。申請地周

辺は、譲り受け法人が集団的に営農を行っている地域でございます。

1枚おめくりください。公図の写しでございます。こちら、方向が変わりまして、今ひも側が上になっていますが、左側、そちら側が北となりますので、ご承知おきください。こちらも黄色く着色された箇所7筆が申請地でございます。また、公図の編集上の都合から図面を縮小しておりまして、こちらの表記の縮尺は合っておりませんのでご了承ください。

1枚おめくりください。土地の利用計画図でございます。図面中央、やや上にあります道を隔てまして北側が土耕栽培、道の南側が一部土耕もあるのですが、全体的にはハウスでの水耕栽培等になります。土地の造成につきましては、ハウスの設置箇所のみ水平を保つため切り土、盛り土を行う計画と伺っております。また、申請地周辺には周囲には安全のため高さ1メートルのネットフェンスにて囲います。

1枚おめくりください。こちらは今回の許可の申請の面積を支柱等の面積をあらわす計算図の根拠が示されたものになります。また、パネルの位置、支柱の位置につきましては、図面が小さくて申しわけないのですが、丸いところが支柱となっておりますのでご確認いただければと思います。

1枚おめくりください。こちら太陽光パネルの架台の立面図でございまして、真ん中に水耕用の架台のちょっと拡大図と、土耕用の拡大図がございます。水耕のものにつきましては、このままの架台がそのままハウスという形になります。

図面の一番上にありますちょっと小さい横の側面図があるのですが、水耕栽培と下に表記があるところが、こちらがハウスのものになります。

1枚おめくりください。こちらが土耕で行うレタスの営農計画書でございます。なお、これ以降は、営農計画書が申請地7筆ごとございまして、右上に1番から7番と表示をさせていただいております。

まず、1番のほうのものをごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただいて、(2)番です。営農に必要な農作業の期間とございます。1枚目につきましては、もう既にちょっと期間が過ぎておりますので、土づくりというふうに伺っております。実際の定植、収穫につきましては、2年目以降というふうになっている計画でございます。

1枚おめくりください。(3)番です。下部の農地の単収というところをごらんください。地域の平均的な単収、こちらが(3)の中の(B)というところ、そこに対して単収見込み(A)が8割をクリアしております計画でございます。

1枚おめくりください。2番につきましても、こちらも土耕でのレタスとなります。詳細については省略させていただいて、次、2枚おめくりいただきまして3番ですね。3番の営農計画書がこちら露地でのハウレンソウのものになります。

また、2枚おめくりいただきまして、4番です。4番からがハウスでの栽培になりまして、4番につきましては、砂栽培によりますチンゲンサイとワサビ菜の営農計画書でございます。中身はレタスとかと同じ、1年目は耕作をしない設置とか準備という形になって、2年目以降から実際の収穫が行われるという感じになります。

また、2枚おめくりいただきまして5番でございます。5番でございますが、こちらもハウスのものでキュウリのスプレーポニックという水耕栽培のものになります。こちらにつきましては、また班長の報告からもあるのですが、キュウリの根を浮かせて、そちらの根に直接溶液を噴霧するという水耕の方法でございます。

また、2枚おめくりいただきまして、6番でございます。営農計画書6番につきましても、こちらもキュウリのスプレーポニ

ックという水耕栽培でございます。

また、最後になりますが、7番でございますが、こちらがピーマンの袋栽培で、こちらも露地ではなくてハウスの中で行うというふうに伺っております。

いずれも、営農計画書におきましても、地域の平均的単収の8割をクリアする計画となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○部会長 事務局よりナンバー3の説明が終わりました。

それでは、調査班長、報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー3について、申請人から聞き取り調査した結果について報告いたします。

なお、当日は譲り受け法人の営農部門の担当者2名と太陽光発電事業部門の担当者1名、水耕栽培の技術支援会社の担当者3名の計6名の出席でした。

質問1 営農計画書に記載があるキュウリのスプレーポニックとはどのようなものですか。

回答 有機栽培システムの方式名称です。植物の根を宙に浮かせまして、根っこに直接溶液を噴霧して栽培する方式となります。この栽培方式の最大のメリットといたしましては、通常の水耕栽培ですと使用した廃液が出てしまうのですが、それがないところにあります。

質問2 通常キュウリはある程度太陽光を必要とするものだと思うのですが、太陽光パネル下でも収量は確保できるものなのですか。

回答 パネル下で遮光していることから、温度が確保ができないこともありまして、冬の期間は休む予定でいます。それでも、今までの実績をもとにハウスの水耕栽培になりますので、営農計画書にありますとおり、年2作いたしますので、収量は十分に確保できると考えています。

質問3 ピーマンの袋栽培ですが、袋の培養土は1度使用した後も違う作物とかに使用するのですか。

回答 トマトの袋栽培では、おおよそ5年間同じ袋での栽培が可能なのですが、ピーマンなどの連作障害のある作物での実績は乏しいので、これからいろいろ試していくことになると思います。

質問4 水耕用の太陽光パネル架台の立面図を見ての確認なのですが、南側にパネルが載ると思いますが、北側の屋根に当たる部分にはどのような材質のものを使用するのですか。

回答 北側に当たる部分については、エフグリーン(フッ素系のフィルム)を張る予定です。ハウスのフィルムとして耐用年数も20年と長く、またフィルム自体が梨地加工のため光を拡散させる効果があり、農作物へ光をむらなく当てるのに適しているものになります。

質問5 電力会社へのつなぎ込みのことですが、この地域でまだこれだけの発電量に対する接続は可能なのですか。

回答 電力会社との接続契約は1年以上も前に結んでいるものになりますので、大丈夫です。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質疑をお受けいたします。

○全員 なし。

○部会長 何も出ないのですか。

それでは、許可相当としてよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

次、ナンバー4に移ります。

それでは、事務局、ナンバー4の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

契約内容は賃貸借、申請地を借り受け黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。

それでは、別添の農地法5条審議資料ナンバー4をごらんください。こちら表紙の1枚目は位置図でございます。図面、少々古くなっておりますが、図面上、第三小学校と記載がございます現高崎市立上室田小学校より南東に約1.2キロメートル、住民センターの北側に位置しております。

2枚目をごらんください。こちら案内図でございます。図面の方向が変わりまして、左側が北となります。近隣に小規模な集落がございますが、この申請地を含めまして周辺の農地につきましては農振農用地、青地でございます。

3枚目をごらんください。こちらは公図の写しでございます。こちらにも図面が左側が北となります。北側と南西側の一部が公道と接しておりまして、それ以外の隣接地につきましては、農地となっております。

4枚目をごらんください。こちらは土地の利用計画図でございます。本申請の計画では申請地全面を掘削いたしまして、黒土の採取をいたします。掘削地には深いところで1メートルでございまして、申請地全体の黒土採取予定量は合計で2,919.55立米となります。工事中につきましては、申請地南側に表土の仮置き場を設けまして、事業終了後は保管していた表土を用いて農地への復元を行います。

5枚目につきましては、横断面図でございます。こちらは、図面の見方でございますが、図面の一番上、0.00の位置が申請地南端でございまして、そこから下に行くにつれ、北に10メートルごとの地点を示したものとなります。こちら、参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりましたので、それでは調査班長から報告をお願いします。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 黒土を採取した後、耕作に適さない状態で所有者に返還することのないようにしてください。

回答 申請地内に表土を保管しておき、事業終了後は、そちらを用いて農地への復元をしてから所有者に返還いたします。

質問2 採取した黒土はどのように搬出しますか。申請地に面した道路は非常に細く、大型車両の進入は難しいと思いますが。

回答 西側には田があり、そちらからは進入できませんので東側から進入いたします。車両の出入りについては問題ないと思います。

質問3 しっかりと舗装してある道路でありませんでしたので、車両が進入した際に道路を壊さないよう注意してください。

回答 申請人から地元の区長に事業を説明しており、何かあったときには対応するという約束をしております。

質問4 区長との約束どおり、問題が発生した際には誠意ある対応をお願いいたします。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、事務局、ナンバー5の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

5番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受け黒土を採取し販売したいという黒土採取の申請でございます。

それでは、別添の農地法5条審議資料のナンバー5をごらんください。表紙の1枚目、位置図となっております。図面、こちらも少々古くなっておりますけれども、現在の高崎市立宮沢小学校より北東に1.3キロメートル、榛名フルーツラインの道に面して北側に申請地がございます。

1枚おめぐりいただきまして、2枚目は案内図でございます。南側には住宅のほかには集落が見られるものの申請地周辺につきましては、一団の農振農用地、青地でございます。

3枚目をごらんください。公図の写しでございます。4枚目も公図の写しでございます。こちらにつきましては、本申請一部のみの一時的転用でございまして、掘削をする側の公図と、中の掘削する側の公図でございます。隣接地につきましては、公道及び畑となっております。

4枚目につきましては、同じ筆の中で今回掘削しない側の公図でございます。こちらにつきましては、参考までにご

らんいただければと思います。

4枚目を飛ばしていただいて、5枚目、土地利用計画図をごらんください。こちらは、土地利用計画図でございまして、色の塗られている箇所を掘削いたしまして黒土の採取をいたします。掘削地には深いところで1メートルでございまして、申請地全体の黒土採取予定量は、合計で2,195.50立米となります。工事中は、申請地東側に表土の仮置き場を設けまして、事業終了後は保管しておいた表土を用いて農地への復元を行う計画でございまして。

5枚目につきましては横断面図でございまして。こちらの図面の見方でございまして、図面の左上0.00とございまして、申請地南西の基準点でございまして、そこから北東に10メートルごとの地点を示したものが右、またその下にございますので、こちら参考までにごらんください。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○部会長 事務局よりナンバー5の説明が終わりました。

それでは、調査班長から最後の報告になります。よろしくお願い申し上げます。

○4番小野関委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー5について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲り受け法人の代表者1名、代理人1名の計2名の出席でした。

質問1 掘る深さが最大で1メートルということですが、それ以上は黒土がないということですか。

回答 実際に採取をしてみないとわかりませんが、道路側の断面を見ると、それほど黒土の量が多くないと思われれますので、1メートルで計画しております。

質問2 採取し農地に復元した後、所有者は耕作をしますか。

回答 今のところ耕作をする計画はないと聞いております。

質問3 復元の際に外部から土の搬入は行いますか。

回答 外部から土を搬入する予定はございません。

質問4 隣地境界の保全はどのようにいたしますか。

回答 隣地から1メートル離して施工する計画ですので、影響は出ないと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

○部会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんより質問をお受けします。

○全員 なし。

○部会長 ございませんか。

○全員 はい。

○部会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

休憩とらなくてもよろしいでしょうか。

○依田会長 ちょっと入れるか。

○部会長 では、ちょっと休憩入れます。

休 憩

再 開

○部会長 それでは、これより再開いたします。

それでは、これから一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

6番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが子供も生まれ手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、中古車販売業を営んでいるが事業規模の拡大に伴い駐車場と資材置き場が不足しているため申請地を譲り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

8番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は売買、妻の実家で同居しているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

10番 契約内容は売買、現在の住居が手狭なため、仕事場近くの申請地を取得し住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく、申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は賃貸借、ガス事業を営んでいるが経営規模の拡大により駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接する申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供も成長し手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

17番 契約内容は売買、申請地近くで加工業を営んでいるが、駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は使用貸借、申請地を借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は贈与、国土調査の際に土地の境界が定まらず、今回、境界を確定したところ敷地一部として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという排水路用地の申請でございます。

24番 契約内容は贈与、国土調査の際に土地の境界が定まらず、今回、境界を確定したところ敷地一部として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという排水路用地の申請でございます。

25番 契約内容は贈与、国土調査の際に土地の境界が定まらず、今回、境界を確定したところ敷地の一部として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという排水路用地の申請でございます。

26番 契約内容は賃貸借、資材置き場が不足しているため申請地を借り受け、資材置き場及び社員駐車場として使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、申請地を父から借り受け太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭になり申請地を買い受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

29番 29番は代理人より取り下げをしたいとの申し出があり、29番は取り下げでお願いします。

30番 契約内容は売買、事業拡大に伴い申請地を露天資材置き場として取得したいという露天資材置き場の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は売買、旅行業を営んでおり新たに住宅を建築する土地に隣接する申請地を買い受けマイクロバス等の駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

33番 契約内容は売買、実家近くの申請地を買い受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

34番 契約内容は贈与、事業拡大に伴い申請地を砂利置き場として取得したいという砂利置き場の申請でございます。

います。

35番 契約内容は使用貸借、実家暮らしをしているが独立したく父より申請地を借り受け住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、住宅に適した申請地を買い受けて建て売り分譲住宅を建築したいという建て売り分譲住宅用地4棟の申請でございます。

37番 契約内容は売買、以前より申請地を自宅及び作業場の通路として使用していたが、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。また、こちらの案件につきましては調整中のため保留としていただきたいと思っております。

38番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため義母より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

41番 契約内容は売買、現在の資材置き場が使用できなくなるため申請地を買い受けて資材置き場としたいという露天資材置き場の申請でございます。

42番 契約内容は売買、酒店を経営しているが手狭なため申請地を買い受けて空き箱等の置き場として利用したいという露天資材置き場の申請でございます。

43番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

44番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

45番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受け住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

47番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

49番 契約内容は賃貸借、個人で薪を販売しており以前から申請地を薪置き場兼作業場として借りていたが農地法の許可を得ていないことが判明したため是正したいという薪置き場兼作業場の申請でございます。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 51番は申請人より取り下げをしたいとの申し出があり、51番は取り下げでお願いします。

52番 契約内容は使用貸借、隣地に設置している太陽光発電設備を拡張したく申請地を父より借り受けてパネルを設置したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

53番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、本申請地の農地種別区分は第1種農地でございます、例外の許可要件もないことから、許可要件を満たしておりません。

54番 契約内容は売買、実家及び職場に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭であり、生活圏の変わらない申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、資材置き場として利用を計画している土地への進入路が狭いため申請地を買い受けて通路用地としたいという通路用地の申請でございます。

57番 契約内容は売買、不動産業を営んでおり申請地を建て売り分譲住宅用地として取得したいという建て売り分譲住宅用地3棟の申請でございます。

58番 契約内容は使用貸借、資材置き場への通路用地として利用していたが農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという通路用地の申請でございます。

59番 契約内容は使用貸借、義父より申請地を借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請一括案件につきましては、取り下げ1件を除く53件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 ただいま事務局よりナンバー6からナンバー59までの説明がございました。ちょっと整理してみますと、37番が保留です。あと取り下げが29番と51番ということでよろしく願いいたします。

なお、53番、先ほど説明がございましたけれども、農地法ではこの件に関しては許可できないということで、不許可ということでよろしいか伺います。ナンバー53です。

○全員 異議なし。

○部会長 そういうことよろしいですか。不許可で。

○全員 はい。

○部会長 それでは、53番については不許可といたします。

それでは、それ以外の全ての案件について、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

どうぞ。

○15番吉田委員 吉田です。29番なのですけれども、協議が調わなくて取り下げということなのですけれども、これは調わなかった理由みたいなのは教えていただけるのですか。

○部会長 お願いします。

○事務局 開発指導課のほうに聞きましたところ、以前に1度、開発協議を行っております雑種地の中に入っている採石が、事前協議をかけたときの計画と違う石が入っているようでして、そちらのほうは是正されない限りはちょっと協議することができないということで見込みがないというふうになっています。

○15番吉田委員 はい、わかりました。

○依田会長 石というのはどういうあれかな。

○部会長 ちょっと補足。

○事務局 補足なのですけれども、申請の理由を見ていただきますと、既存の太陽光発電設備のパネルを増設というふうになります。以前に違う法人で大規模に太陽光パネル、こちらの場所ですら、そのときの事前協議の際にしたものと、実際に実行したものが違ったということで開発指導課のほうから、その指導が入ったという形になります。そちらが、違う法人、今回の法人がそちらの場所も実際は、もう既にもう既に買ってしまっていて、買ったところに対して是正をしない限り、開発のほうは認めませんよということで、今回のところについて見込みがありませんというふうになっております。

以上です。

○依田会長 その、さっきの説明の石云々というのは何なの。

○部会長 はい。

○事務局 本来でしたら、開発をするときに残土も含めまして、その残土の種類について協議しまして、こういったものを入れますという、それが石という表現になっているのですが、その入れるものと実際入れたものが異なったということになります。

○依田会長 使用する骨材が違っていたということだね。

○事務局 そういうことです。

○部会長 ほかにございますか。

○全員 なし。

○部会長 よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、異議がなければ許可相当とすることにいたします。

それでは、次、議案第5号に移ります。

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について。

農地法関係競売農地の買受適格証明願が、次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係競売農地の買受適格証明願について

1番 取得後の目的は耕作のためでございます、農地法第3条許可に基づく競売適格証明でございます。

2番 取得後の目的といたしましては、農地法第5条許可申請を前提とした露天駐車場でございます。

以上、農地法関係競馬農地の買受適格証明願につきましては、2件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○部会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

中澤委員、耕作している方は知っている方ですか。

○7番中澤委員 知らない。

○依田会長 随分経営規模大きいよね。

○部会長 稲作専門の人ですか。

○事務局 申請人の方は倉渕のほうでたくさん田んぼを耕作されている方で、7人ぐらいで大きな農地を耕作してお米をつくっているということでございまして、またその高齢の方を集めて、できるところを分担して今やっているということなのですが、倉渕のほうは限りがあるので、今度は高崎の市街地のほうでそういう農地を借りたり、買ったりしてまた耕作できない方の農地を一緒になってできるところで管理をして田んぼをつくっていきたいということをおっしゃっていました。

以上でございます。

○部会長 では、きちんと耕作をしていて、倉渕から高崎の市街地へ下がってきているという。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○部会長 それでは、異議がなければ、適格として証明することにいたします。

それでは、これより報告事項に移ります。それでは、報告事項第1号から第6号まで事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条の規定による転用届出

1番 転用目的は集合住宅、用途指定区分につきましては第1種中高層住居ほか9件、計10件の届け出につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第2号 農地法第5条の規定による転用届出

1番 契約内容は売買、転用目的につきましては露天資材置き場でございます。用途指定区分は、第1種低層住居ほか24件、計25件の届け出につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第3号 農地法第18条の規定による通知

1番 契約内容は賃貸借、合意解約、ほか2件、計3件につきまして書類審査し、適法だったため受理いたしました。

報告第4号 農地法関係競売農地の許可について

1番 契約内容は競売、農業経営規模拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという農地法第3条の許可に基づくものでございます。

報告第5号 営農型発電設備の下部の農地における農作物の状況について

1番 耕作の状況の適否の判定につきましては否となっております。その理由でございますが、地域の平均単収に比べましてまだ8割に届いていないということでございます。ほか30件、計31件、昨年12月におきまして許可受けました案件につきましてはの報告となります。

報告第6号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分事案

ナンバー1からナンバー4につきましては、5月の農地部会の案件でございましたが、開発指導課との調整が調わないため、許可証の交付を保留しておりましたが、開発指導課との協議が調いましたので、ナンバー1につきましては、平成28年5月23日付で、ナンバー2、ナンバー3につきましては5月24日付で、ナンバー4につきましては6月21日付で許可証を交付いたしました。

5番以降ですが、こちらは先月の農地部会におきまして、許可相当とした案件のうち4条が5件、5条が51件、またそのうちの45ページのナンバー10と11につきましては、3,000平米を超える案件のため、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取を行い、許可相当として回答をいただいております。

そのほかの案件も含めまして、他法令との協議が調いましたので、6月23日付で許可証を交付いたしました。

以上で報告を終わります。

○部会長 ただいま1号から6号まで事務局の報告がございました。

この報告の件に関して、皆さんより何かご質問等ございますか。

営農型も大変ですね。

○依田会長 高崎市の農業委員会としてはどういうふうにしてというルールづくりをこれから、来年1年かけてちゃんとやらなくてはいけないかなと思います。たとえ8割割っていても、どういう指導をして、どういうふうに持っていくのだというルールづくりを考えなければいけない。そう思っています。

○部会長 それでは、なさそうなので、それではその他に移ります。

事務局から何かございましたら。

はい、お願いします。

○事務局

(事務局より事務連絡)

○部会長 以上で農地部会終了ですけれども、今後総会にて皆さん振興部会で来られる方、農地部会にまた再度出られる方、いろいろ、かわりますけれども、また与えられた仕事を皆さんと頑張っていければと思っております。

最後までありがとうございました。

○全員 ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○部会長 それでは、以上をもちまして第24回農地部会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時40分 閉会